

占領と宗教—比較の中の政教分離原則(1)

北 原 仁

はじめに

日本は、枢軸国の一つとして連合国と戦い、敗北した。しかし、枢軸国であった「日独伊三国は、権力政治的、イデオロギー的な意味で戦争の性格に強い類似性を見せていた反面、抵抗運動の有無を始めとする戦争の終わり方における違いから、異なる一步を踏み出した」と指摘されている¹。このことは、憲法制定の過程にも、反映されている。イタリアでは、1946年6月2日、制憲議会選挙が行われ、18人からなる起草委員会の作業の後、1947年1月31日付けで本会議に憲法草案が提出された²。ドイツでは、1948年7月8-10日に開かれた州首相会議が、州議会選出の代表からなる「議会評議会 (Parlamentarischer Rat)」の設置を決定し、8月10日から23日にかけて、ヘムキンゼーにおいて専門委員会がもたれ、憲法草案が作成された³。日本では、憲法草案は、GHQの手で準備され、明治憲法の改正手続きに則り「帝国議会」の衆議院と貴族院で審議され、修正の後、可決され、枢密院の諮詢を経て、1946年11月3日公布された。日本国憲法の制定は、日独伊三国の中でもっともはやく、時系列からして、他の二カ国の憲法制定の経験を参照したとは考えられない。さらに、日本の憲法制定過程がイタリアおよびドイツと決定的に異なる点は、占領軍の関与の仕方にある。つまり、日本では、憲法草案自体、占領軍スタッフが準備したものであり、三国の中でも最も短期間で憲法が作成された。

それでは、日本国憲法の草案、特に「マッカーサー草案」の作成に携わったGHQ民政局のスタッフの憲法思想はどこに由来するものであったのかという

1 石田 憲『敗戦から憲法へ—日独伊憲法制定の比較政治史』(岩波書店, 2009年) 20~1頁。

2 同前, 77~8頁。

3 同前, 101~2頁。

ことが問題となるはずである。この問題については、一応の考察を試みたが⁴、本稿では、信教の自由と政教分離原則の日本国憲法への受容過程を比較憲法学の観点から考察してみたい。

I 日本国憲法の成立過程と信教の自由

1 ポツダム宣言と神道指令

ポツダム宣言10条は、「……言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」と規定し、「宗教」の自由を明記しており、後に、その目的を遂行する文書としていわゆる「神道指令」に結実した。

1945年9月6日に大統領の承認を得てマッカーサー元帥に送付されたSWNCC（国務・陸軍・海軍三省調整委員会）の「降伏後における米国の初期の対日方針」は、信教の自由について次のように述べている。「宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直チニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ対シ極端ナル国家主義的並ニ軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外皮ノ影ニ隠ルヲ得ザル旨明示セラルベシ。日本国民ハ米国及其他ノ民主主義国家ノ歴史、制度、文化及成果ヲ知ル機会ヲ与ヘラレ且ツ其ノ事ヲ奨励セラルベシ」（本文中に引用した文献の旧漢字を改めた）と⁵。ただし、この文書は、信教の自由の保障に言及しているが、直接神道について言及しているわけではない。しかし、「これによって、ポツダム宣言後はじめて、日本の具体的な方針が明らかにされた」のは間違いない⁶。そして、国家神道については、SWNCCの国務省の極東局長ジョン・カーター・ヴィンセント（John Carter Vincent）が、1945年10月6日、ワシントンからNBCラジオ放送で、次のように発言している。「神道に対しては、それが個人としての日本人の宗教であるかぎり、『占領軍』は干渉しません。しかし、神道が日本政府によって指導されたり、政府による上からの強制の手段になっている場合には、それは廃止しなければなりません。国家神道を支援する

4 北原 仁『占領と憲法—カリブ海諸国、フィリピンそして日本』（成文堂、2011年）参照。

5 『日本管理法令研究』第1巻第2号（大雅堂、1946年）（復刻版・大空社、1992年）pp. 17-30.

6 佐藤達夫『日本国憲法成立史第1巻』（有斐閣、1962年）87頁。

ために国民が課税されることはなくなるでしょうし、神道が学校教育のなかに位置づけられることもなくなるでしょう。国家宗教としての神道，すなわち国家神道は撤去されることになるでしょう」と⁷。

この発言に応えるかたちで、1945年12月15日、「神道指令」が発せられた。これは、正式には「国家神道（神社神道）に対する政府の保証，支援，保全監督及公布の廃止に関する覚書」と称され，詳細な内容をともなう覚書である⁸。

7 ウィリアム・P・ウッダード／阿部美哉訳『天皇と神道—GHQの宗教政策』（サイマル出版会，1988年）54頁。著者は、1924年から41年まで間、日本各地で「組合派教会の宣教師」として伝道に従事し、1946年、再来日し、「連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局宗務課の調査スタッフとして勤務した」（阿部「訳者まえがき」・同前，3頁）。

8 その内容は、大きく四つに分けられているが、ほとんどの内容は、最初の二つによって占められている。その主要部分を引用すれば、以下のとおりである。

一 國家ガ公式ニ指定セル宗教又ハ信條ニ對スル直接又ハ間接ノ強制的信仰或ハ信仰告白ヨリ日本國民ヲ解放スル為メ，而シテ

日本國民ノ戦争犯罪，敗北，苦難，窮乏及ビ現在ノ悲惨ナル状態ヲ惹起セル觀念ニ對スル強制的財政援助ノ重荷ヨリ彼等ヲ解放スル為メ，而シテ

神道ノ理論及ビ信仰ガ，日本國民ヲ欺キ，コレヲ侵略戦争ニ導カントスル軍國主義的及ビ超國家主義的宣傳ニ再ビ悪用サル、コトヲ防止スル為メ，而シテ

日本國民ガ永久平和ト民主主義ノ理想ニ基ク新日本建設ノタメニ其ノ國民生活ヲ再ビ捧グルコトヲ援助スル為，

茲ニ左ノ如ク指令ス。

以上に続けて以下に(a)から(m)までより具体的にとるべき措置を列記している。特に、国家神道に対する公金による援助については、(b)項に以下のように言及されている。

(b) 公共資金ヨリスル一切ノ財政的支援及ビ神道並ニ神道神社トノ一切ノ公ノ結合ヲ禁止シ，即時コレガ停止ヲ命ズ。

(1) 公共保有地又ハ公園ニ在ル神社ニ對スル公共資金ヨリノ財政的支援ハ禁止セラルト雖モ，此ノ禁止令ハ神社所在地域ニ對スル日本政府ノ援助ノ繼續ヲ阻止スルモノト解スベカラズ。

(2) 従来全面的ニ又ハ部分的ニ公共資金ヨリ援助ヲ受け來レル一切神社神道ニ對スル個人的財政支援ハ差支ナシ。但シ，右個人的援助ハ絶対ニ自發的タルベク，決シテ強制的又ハ不本意ナル寄附ヨリ出ズベカラズ。

さらに、(b)～(j)にわたって、公共資金に基づく教育機関においても、神道の教義の教育が禁止されるばかりでなく、国家神道の教義と結び付いた用語の禁止をも指定している。すなわち、

(h) 神道教義ノ弘布ハ，其ノ形式ト手段ノ如何ヲ問ワズ，全面的又ハ部分的ニ公

この指令が発令されるまで、その草案には第6次草案までであり、第2次草案まではR・K・ホール(Robert K. Hall)が、第3次案以降はW・K・バンス(William K. Bunce)が起草したという⁹。ホールは、神道研究者として知られるホルトム博士から1945年9月22日付で神道に関する勧告書を受けとっている。この勧告書は、正式には、「日本の学校における国家神道に対し、米合衆国軍政当局の採用すべき特別政策についての勧告」という標題の付された文書であって、その内容は、①文部省、②教科書の改訂、③天皇、④神社と儀式、⑤神社と神職の官吏についてきわめて具体的な提言からなっている。したがって、「一目瞭然のことだが、これは先記した四大教育指令や元旦詔勅一天皇の“人間宣言”として知られている—など、占領初期にCIE(民間情報教育局—筆者注)が行った教育・宗教政策のほとんどを網羅している」と指摘されている¹⁰。

共資金ノ支援ヲ受クル一切ノ教育機關ニヨツテ為サル、コトヲ禁止シ、即時コレヲ停止スベシ。

- (1) 全面的又ハ部分的ニ公共資金ノ支援ヲ受クル一切ノ教育機關ニ於テ現ニ使用セラレツ、アル教師用教範及ビ教科書ハコレヲ検閲シ、一切ノ神道教義ヲ削除スベシ。上記ノ教育機關用トシテ今後出版セラルベキ教師用教範及ビ教科書ニ全然神道教義ヲ含ムベカラズ。
- (2) 全面的又ハ部分的ニ公共資金ノ支援ヲ受クル一切ノ教育機關ハ、神道神社ノ參拜、神道ニ關聯スル祭式、慣例、或ハ儀式ヲ執行又ハ後援スベカラズ。
 - (i) 『國體ノ本義』、『臣民ノ道』及ビ神道ニ關スル一切ノ同種ノ官刊行ノ圖書、注釋書又ハ訓令ヲ政府ニヨリ普及スルコトヲ禁ズ。
 - (j) 『大東亞戰爭』、『八紘一宇』及ビ其ノ他ノ語句ニシテ、ソノ日本語ノ内容ガ國家、神道、軍國主義及ビ超國家主義ト緊密ニ結合セルモノ、コレヲ公文書中ニ使用スルヲ禁止シ、即時ソノ使用ヲ停止ス。

また、覚書の2(a)では、「神道指令」の目的を次のように説明している。すなわち、

- 二(a) 本指令ノ目的ハ、宗教ヲ國家ヨリ分離シ、宗教ヲ政治目的ニ惡用スルコトヲ防止シ、一切ノ宗教、信仰及ビ信條ヲ完全ニ同一ナル法的基礎ノ上ニ立タシメ、以テ正確ニ同一ノ機會ト保護ヲ受ケシメントスルニアリ。本指令ハ神道ノミナラズ一切ノ宗教、信仰、宗派、信條、又ハ哲理ノ信奉者ニ對シ、政府ト連結スルコト、軍國主義並ニ超國家主義的觀念ノ宣傳ト弘布ヲ禁止ス。

「國家神道(神社神道)ニ對スル政府ノ保證、支援、保全、監督及弘布ノ廢止ニ關スル覺書」『日本管理法令研究』第1巻第6号(大雅堂、1946年)(復刻版・大空社、1992年)29~34頁。

9 大原康男『神道指令の研究』(原書房、1993年)14頁。

2 「神道指令」作成過程

横田教授は、「神道指令」の制定過程について、「その作成についても、二ヶ月を費やして、日本の政府当局者や神官と議論を重ねた結果であるといふ」と指摘しているが¹¹、この神道指令の起草にあたっては、GHQの民間情報教育局宗教課W・K・バンス課長の貢献が大きかった。ウッダードによれば、バンスは日本人の学者とホルトムの研究から学び、神道には政治的要素と宗教的要素があるとし、政治的要素は「国家への完全な忠誠と服従をとりつけるという目的で政府によって作られたカルト」の形となり、宗教的要素は「共同体の社会生活・宗教生活において重要な役割」を果たしている「庶民の農耕生活に密接に結びついた……各地の多様な儀式、慣習、祭祀」にみられると要約している¹²。この日本人学者とは、東京帝国大学の宗教学関係の学者のことであるが¹³、ホルトム博士の研究としては『近代神道の政治的意義 (The Political Significance of Modern Shintō)』と『日本の国民信仰 (The National Faith of Japan)』という二つの業績が挙げられている¹⁴。ただし、ホルトムの業績はこれだけにとどまらず、その著書『近代日本と神道ナショナリズム (Modern Japan and Shinto Nationalism)』は、陸軍省 (War Department) や戦略事務局 (OSS = Office of Strategic Services) 等のアメリカ人の日本専門家たちの引用文献547点のうちでもっとも引用された16の文献の一つに数えられており、その中で唯一の日本の宗教に関する研究であった¹⁵。こうした専門家たちが引用した文献から言えることは、彼らは「経済、政治、歴史から旅行案内書や東京証券取引

10 同前、13頁。

11 横田喜三郎「法令解説・文化編・五 國家神道（神社神道）ニ對スル政府ノ保證、支援、保全、監督及弘布ノ廢止ニ關スル覺書」前出・『日本管理法令研究』、66頁。

12 ウッダード・前出注(7)、236頁。

13 バンスは、日本の学者の中でもっとも頼りにしたのが、岸本英夫博士であったと述べ、「神道指令」について、1987年の竹前教授とのインタビューにおいて、ホルトムの著書や日本人学者との交流にも触れ、「神道指令を出す前に、CIEスタッフ会議もやりました。宗教課以外の人で意見を述べてくれた人が二、三人いたことを覚えていますが」と答えている。竹前栄治『GHQの人びと—経歴と政策—』（明石書店、2002年）264～8頁。

14 ウッダード・前出注(7)、235頁。

15 JANSSENS, Rudolf V.A., "What Future for Japan?": U.S. Wartime Planning for the Postwar Era, 1942-1945, Rodopi, Amsterdam, 1995, pp. 86-8.

所の歴史」までと広い関心を抱いていたが、「図書の大部分は、1931年以降の日本に関する」ものであり、「このことが、日本専門家たちの偏見に影響していた」ということである。つまり、「こうした書籍や論文では、日本は、主に拡張主義国か、または軍国主義国と考えられることとなった」のである¹⁶。

この16冊の書籍では、多様なテーマが論じられているが、共通点も見られるという。特に、宗教については、「多くの論者たちが西欧との我彼の差異の重要な原因と形態と見なした日本社会の面の一つが、宗教であった」と指摘されている¹⁷。そして、神道は、「アニミズム宗教 (an animistic religion)」であるが、「国家神道は、明治維新以降、日本政府が宣布してきた神道の一形態であった」と捉えられ、日本人に「罪 (sin)」の概念がないのは、神道に起因すると考えられた。そこで、このような説明方法が1930年代と40年代の文脈におかれて解釈されることで、罪の概念を欠くことが日本兵の残虐行為に結びつけられることにもなった¹⁸。さらに、禅宗も、「精神的・肉体的鍛錬、不撓不屈および観念して死に直面する勇氣」を讃える武士階級の宗教として軍国主義に結び付けられた¹⁹。

それでは、ホルトムは、神道をどのように理解していたのだろうか。パンスも日本の宗教政策の立案に際して参考にしたと言われる『近代神道の政治的意義』では、日本の近代化と神道との関連について次のように説明している。明治憲法の「28条は、すべての日本国民に、信教の自由の行使が帝国の福利を害さず、臣民の義務に背かない限りにおいて信教の自由を保障するよう定められていた。むろん、この保障を維持することは、そのときまったくの国内経済か

16 *Ibid.*, p. 89.

17 *Ibid.*, p. 94.

18 *Ibid.*, pp. 95-6.

19 *Ibid.*, p. 96. しかしながら、日蓮宗についてはほとんど言及されていないという (*Ibid.*, pp. 96-7.)。ただし、前記の宗教・宗派も、戦争と無関係ではなかった。日本は、プロテスタント教会の連合組織である「日本キリスト教団」を通じて東洋のキリスト教徒徒に対して日本の政策の支持を訴え、日本の提言に対して、「フィリピンのローマ・カトリック教団からは、日本の使命に対して深い理解と共感が表明された」。さらには、日本軍は、ビルマでは仏教を、イスラム教諸国ではイスラム教を利用しようとした (クリストファー・ソーン/市川洋一訳『太平洋戦争とは何だったのか?—1941年~45年の国家、社会、そして極東戦争』(草思社、2005年) 201~2頁)。

ら踏み出しつつあった国民にまことにふさわしかった。しかし、まさしくこの点に、肝心な問題が出現したのである。一方で、政府の近代化傾向からは、国家が国教を育成すべきではないことが求められるよう思われるが、他方では、政府は、神道の強力な支持を拒否できる立場になく、まさにここに公式見解があって、日本国民の同化吸収力の強さの要素があったからである。このことから、世間に受け入れられている宗教施設からの神社の公式な分離と、その結果としての神道は宗教ではないという解釈が生じたのである」と²⁰。

神道は、宗教ではないのであるから、神道への援助は、国の宗教政策と関係をもたない。「それゆえ、官社 (official shrines) から宗教的な性格を取り除いて」と主張することで、神社は、すべての日本臣民にとって日本の歴史の連続性の維持と忠誠と愛国心の涵養において、国家制度として機能する道が拓かれたのである。政府は、国教を育成しているという非難を論駁しつつ、同時に、神社に対して完全な管轄権を行使し、神社が日本社会にしっかり安定化させるような価値もたらすという考えに支えをえた。政府の行為は、忠誠もしくは国民道徳と神社で捧げられる尊敬との緊密な関係を認識することに基づいていた。国民感情の中核は、神の子孫である皇統と、すべての神格化された国民的英雄に向けられていたので、公設神社は、日本精神の維持発展に不可欠であった」²¹。

ホルトムによれば、神道自体は、古い日本に遡ることができ、「今日の日本では、西洋で二千年も前に普通にみられた古い共同体の宗教が、強力な社会的、宗教的な勢力として存在している」のである²²。そして、「実際、神道によって封建制の廃止と新たな国民的統一に適応することに随伴する緊張と圧迫に対応するために」、「古い民衆のやり方の抜きがたい保守主義に最終的にたよった」のである²³。大戦の最中の1943年に出版された『近代日本と神道ナショナリズム

20 HOLTOM, Daniel Clarence, *The Political Significance of Modern Shintō: A Study of the State Religion of Japan*, A Private Edition Distributed by the University of Chicago Libraries, 1922, p. 31.

21 *Ibid.*, pp. 31-2.

22 D・C・ホルトム／深澤長太郎訳『日本と天皇と神道』（道通社、1947年）6頁。この訳書は、“Modern Japan and Shinto Nationalism”を翻訳したものであるが、筆者自ら「改版の辞」で「最初の6章は、それが時あたかも連合国が、太平洋の侵略敵国との激しい闘争に従事していた1943年に、初めて出版された時のままで残されている」と記しているように、旧版に二つの章を加えて出版されたものである。

ム (Modern Japan and Shinto Nationalism)』においては、神道と国家主義との関連性が強調される。国家神道については、「われわれが日本国家の宗教的基礎という場合」、宗教的という言葉は、「八百万の神々、数千の神官、数万の神社、念の入った式典、教義および聖典から成る慎重に組織化された宗教的祭祀であって、他国の国民、特にいま急速に日本の制圧と威力の支配の下に狩り立てられている極東諸国の国民にとつてなにより興味深いことは、この宗教的祭祀が神から授かった使命を担うという気持ちを持つていることである。これが国家神道である」とややあいまいに定義し、「現代に日本では『祭政一致』という言葉で表される古代の結合が、活発に復活しつつあることが見受けられるのである。今日国家神道は共同体的な団結ということと、非常に緊密に結びついているので、国家神道に参加することは、共同体の団結に対する忠誠を測る尺度だと考えられている」と論じている²⁴。ただし、「いま国家宗教という仲介者を通じて、国家主義的な統一という仕事が、完成されつつある」として、国家神道の役割を指摘すると同時に、「全く信者の自発的な支持に頼つて」いる宗派神道の存在を説明している²⁵。また、民間情報局の参考書の一つと考えられるバーロウの著書によれば、神道は、①民間神道 (“popular” Shinto)、②宗派神道 (sectarian Shinto)、③国家神道 (State Shinto) に分けられ、国家主義的統一を国家神道によって強化することによって、国家神道は、「あらゆる人々に強制されたもっとも反動的な、もっとも強力な、侵略的国家主義と征服の教義である」と定義されている²⁶。

以上のような国家神道の理解からは、国家神道を廃止しつつ、「神道指令」にもあるように宗派神道は保護されるという政策に導かれる²⁷。したがって、

23 HOLTOM, *op. cit.*, pp. 303-4.

24 ホルトム・前出注(2), 9~10頁。

25 同前, 42~3頁。

26 BALLOU, Robert O., *Shinto: The Unconquered Enemy*, The Viking Press, New York, 1945, p. 66. これは、日本語訳も出版されている(ロバート・O・バーロウ/生江久訳『神国日本への挑戦—アメリカ占領下の日本再教育と天皇制』(三交社, 1990年) 136頁)。この本は、ホルトムのこれら3冊の著書に加えて、民間情報教育局の刊行した『日本の宗教』の参考文献にも挙げられているという(春山明哲「靖国神社とはなにか—資料研究の視座からの序論—」『レファレンス』平成18年7月号, 56頁(注45))。

バーロウの著書でも、好戦的な国家神道を廃絶して、古事記や日本記などの文献から「人間の平等、平和および国際協調という概念を支持する」ものを探すべきだという提案がなされる²⁸。

GHQの民間情報教育局宗教課の一員として占領下の日本の宗教政策の立案に関与したウィリアム・P・ウッドワード(William P. Woodard)は、この神道指令には、以下のような四つの目的があったとして、その冒頭の文章を掲げている²⁹。すなわち、

- ① 国家によって公式に指定された宗教あるいは儀式への信仰ないしは信仰の表明を直接・間接に強制されることから、日本国民を解放すること。
- ② 日本国民をして戦争犯罪、敗戦、苦痛、喪失および現在の悲惨な状況にいたらしめた一つのイデオロギーを支援するための財政負担の国民への強制を撤廃すること。
- ③ 神道の理論や信仰を軍国主義および超国家主義であるかのごとく曲解して国民を惑わし、侵略戦争に誘導することの再現を防ぐこと。
- ④ 永久平和と民主主義を基礎とする新生日本の構築に国民生活が捧げられる場合においては、国民を助成すること、である。

そして、神道指令の「軍国主義及び超国家主義的観念」は、日本が他の諸国

27 「神道指令」の該当する規定を引用すれば、次のとおりである。前出・注(3)参照。

二(e) 一九四五年一〇月四日附聯合國最高司令官ニヨリテ發セラレ、日本國民ニ完全ナル宗教上ノ自由ヲ保證セル『政治的、公民的、及ビ宗教的自由ニ對スル制限ノ除去』ニ關スル基本指令第一條ノ規定ニ從ヒ、

- (1) 宗派神道ハ他ノ宗教ト同一ノ保護ヲ享受スベシ。
- (2) 宗派神道ハ國家ヨリ分離サレ、其ノ軍國主義的及ビ超國家主義的要素ヲ離脱サレタル後、其ノ信奉者ノ要望アラバ一宗教トシテ認メラルベク、事實ニ於テ個々ノ日本人ノ哲理又ハ宗教タル限り、他ノ一切ノ宗教ト同様ノ保護ヲ與ヘラルベシ。

28 BALLOU, *op. cit.* p. 85. すなわち、「連合国は、日本と世界の将来の受託者として、一国家神道でもなく、軍国主義者でもなく、人種の優越と世界征服の理論でもなく一こうしたものに騙されていた人々の知恵や忍耐や寛容さをもっているのかどうかを明らかにする方向に進むことができる」のであり、「こうした知恵と忍耐をもつてすれば、昔の仏教、両部神道、神道諸派および賢明な俗人の自由主義指導者がすでに植えた道德の種が開花して、八紘一字と我々の政界的な友愛という概念と黄金律が同じことを意味する原理になる」というのである (*Ibid.*, p. 87)。

29 ウッドワード・前出注(7), 72頁。

家・諸国民を支配するという「使命ヲ主張又ハ弁護スル教旨、信仰及び理論」を含むものであると定義し、四つの教義を列記している³⁰。

この「神道指令」について、横田教授は、1946年、次のように評している。神道が極端な国家主義と軍国主義を助長し、「日本国民を欺いて世界制覇の侵略戦争に乗り出させることに大きな貢献をしたことは疑いをいれない」がゆえに、「そこで、国民を軍国主義と国家主義から解放し、平和と民主主義の理想に基礎をおく新しい日本の建設に向はせるために、神道を国家から分離し、国家による特別の保護と援助を中止させることが必要である。これは国民を国家から強制された信仰から解放し、これに信教の自由を保障するためにも必要である」と³¹。したがって、結局のところ、「神道指令」の究極的な目的は、国家神道を廃止することによって、信教の自由の保障を確保しようとするにあったといえる。ウッダードは、占領軍が宗教に関与した理由を次のように回顧している。「総司令部の指令によって信教の自由が樹立された理由は、信教の自由が民主主義社会の同義語とみなされ、またその他の方法では信教の自由の保障が確保されなかったから」であり、「したがって、占領軍からみると、信教の自由の確立は日本の民主化の重要な第一歩だったのである」と³²。

3 国家神道の歴史的観点

ホルトムは、神道の起源から国家神道の成立・発展の過程を四つの時期に区

30 その内容は、以下のとおりである。

- (1) 日本國天皇ハ其ノ古キ祖先、連續セル血統又ハ特殊ナル起原ノ故ニ他ノ諸國元首ニ優ルモノナリトスル教義。
- (2) 日本國民ハ其ノ古キ祖先、連續セル血統又ハ特殊ナル起原ノ故ニ他國民ニ優ルモノナリトスル教義。
- (3) 日本諸島は、其ノ神聖又ハ特殊ナル起原ノ故ニ他ノ國土ニ優ルモノナリトスル教義。
- (4) 日本國民ヲ欺キテ侵略戦争ニ乗り出サセ、又ハ他國民トノ紛争解決ノ手段ソシテ武力ヲ使用スルコトヲ禮讚セシムル傾キアル一切ノ教義。

31 横田喜三郎・前出注(1), 65頁。また、田中二郎教授も、「神社神道が國家と密接に結びついて、日本の政治上に又思想上に、重要な役割を演じたことはあらためて説くまでもない」と国家神道について同様の見解をとっている（「法令解説・概説」同前, 38頁）。

32 ウッダード・前出注(7), 6～7頁。

分して記述している³³。すなわち、

- ① 神話と一体となって起源が不確定な時期から6世紀末までの時期（古神道）。
- ② 仏教の興隆から神道に対する仏教と中国の影の消滅のときまでの約11世紀間（特に、賀茂真淵が神道研究を公刊した1737年までの時期）
- ③ 18世紀初頭から1868年の明治維新までの時期
- ④ 明治維新以降の宗派神道と国家神道の時代、である。

ただし、以上の時期区分の中で、第4期がもっとも詳細に論じられている。

この第4期をさらに、細かく時期区分することもできる。よく知られている試みとしては、国家神道の歩みを、①形成期（明治維新-1868年から明治20年代初頭-1880年代末）、②教義完成期（帝国憲法発布-1889年から日露戦争-1905年）、③制度的完成期（明治30年代末-1900年代後半から昭和初期-1930年代初頭）、④ファシズムの国教期（満州事変-1931年から太平洋戦争敗戦-1945年）と区分する見解が有力であった³⁴。両者の時期区分に共通するのは、第3期と第4期が大きくことなるという問題意識である。ホルトムは、明治維新政府が最初にしたことの一つに寺社奉行の廃止を挙げ、「仏教は、国家の認定を否定され、大部分の宗教的財産は、政府に取り上げられた」として、神仏分離に言及している。つまり、明治政府は、廃仏毀釈によってそれまでの日本人の神仏習合という宗教心の在り方を大きく変えたのである。

このような時期区分のうちどこを強調するかによって、神道と国家神道との関係も変化して見える。前述したように、大戦期のアメリカ合衆国の日本研究者たちは、主に1930年代以降に出版された研究所や論文を参考にした結果、日本文化の帝国主義的・軍国主義的な側面を強調する傾向を帯びざるをえなかった。同じように、「ファシズム的国教期」の国家神道を強調すれば、その軍国主義・侵略主義へと収斂する過程をその必然的な結果として描くことになる。

33 HOLTOM, *op. cit.*, pp. 6-11.

34 村上重良『国家神道』（岩波新書、1970年）78～80頁。この見解では、「国家神道は、天皇の祖先神天照大神を祀る伊勢神宮（皇大神宮）を本宗に、全神社を一元的に再編成した国家宗教」（村上重良『天皇制国家と宗教』（日本評論社、1986年）103頁）と捉えるので、日本の近代国家と創成・発展・膨張過程と国家神道の形成が重ねられることとなる。

これに対しては、「明治初年から15年以上にわたる試行錯誤の結果」として、「明治17年8月11日の神仏教導職全廃」によって、「政府ははじめて公式に全神社に国家的な宗教活動は要求しないという態度を明確にした」のであって、「国家神道が国家制度として成立したのは、明治33年4月27日の勅令163号による内務省官制の改正にともなう神社局、宗教局の設置によってであった」という見解を対置できるだろう³⁵。しかし、国家制度としての神社や神職層の運動だけではなく、「下からの」社会の運動をも国家神道成立過程の考察の射程に入れるべきであるという反論もありうる³⁶。「広く国民の間に国家神道の観念と実践が根づいていく」観点から、時期区分をすべきであると主張される³⁷。この「広く国民の間に」という語句は、「国家神道の観念と実践」が「教育勅語を暗誦し、天皇への礼拝を行い、修身教育を受けてきた世代の人々、とりわけ高学歴ではない人々に」広まったということを意味し、「つまりは西洋風の学問知識や概念になじみが薄い人々にとっては、天皇崇拝や皇道や祭政一致はごく自然なものになっていた」と把握される³⁸。

社会史として国家神道の成立を研究しようとする場合には、国家神道の成立の時期は1930年代以前にさかのぼることになるだろう³⁹。さらに、「国家神道」という語の意味も、神道学者加藤玄知の1924年の「国家的神道論」にまでさか

35 阪本是丸「近代の皇室祭儀と国家神道」阪本是丸・百地 章・大原康男『国家と宗教の間—政教分離の思想と現実』(日本教文社, 1989年) 291頁。これによって、一定の枠内ではあるが、内務省は、政教分離へと踏み出した。そして、「残された課題は、仏教・キリスト教をいかにして『牢絡』するかであった。また、神道関係者にとっては、いかにして神社を宗教から隔離し、『国家の祭祀』の名実を回復するかであった」(阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店, 1994年) 294頁)。

36 畔上直樹『「村の鎮守」と戦前国家—「国家神道」の地域社会史』(有志社, 2009年) 8～9頁。

37 島蘭 進『国家神道と日本人』(岩波新書, 2010年) 143頁。

38 同前, 6頁。これについては、「神社信仰の多様性、地域性を無視して、神社を『国家の祭祀』という魔法の言葉で総括しさえすれば敬神思想が普及できると思っている内務官僚の創出した国家神道が国民に対して無力であり、なんらのイデオロギーの効果も発揮し得なかった、神祇院官僚のただ一人さえGHQから追放されなかったという事実が雄弁に物語っている」という理解もありうる(阪本・前出注³⁵)『国家神道形成過程の研究』, 357頁)。

39 「国家神道」の確立は、1920年代半ばとする。畔上・前出注³⁶, 327頁。

のほることができると主張される⁴⁰。これに対しては、ホルトムの著書で用いられている「国家神道 (State Shinto)」は、その師である加藤玄知の「国家的神道」にたどりつくとしても、戦後ウッダード自身、「国家神道」という語が不適切だったと発言したという反論がありうる。つまり、指令部は、「超国家主義者、またはそのカルトを廃止」しようとしたのであり、バンスのメモでも「このウルトラナショナリズムと、普通の当たり前の神社神道を区別」している。だから、「神道指令」は、「超国家主義の指令、『ウルトラナショナリズム』の指令、そういう名前に変えたら非常にいいと思います」と、ウッダード応答している⁴¹。

いずれにせよ、国家神道は、敗戦によるGHQの占領政策において、「西洋風」というより、「米国風」とでもいうべき「アメリカ的な宗教観」に遭遇する。つまり、「プロテスタントの前提によれば、宗教=宗教教団は信仰に基づき信仰告白を行った個人が連合するところに成立する」のであるから、神道指令により「神社神道をそのような集団に生まれ変わらせることによって、日本国民は神道の強制から解放されると理解されている」のである⁴²。また、政教分離原則も、この場合の宗教とは、「信仰する個人の集合体である宗教集団」を意味するのであって、「ヨーロッパ諸国の国教体制の下で抑圧された少数派教団が、本来の宗教精神を実現できる自由の天地を求めて新大陸に渡った。そして、政教分離（国家と教会の分離）を自由と民主主義の根本条件と見なすにいたった」というのである⁴³。しかし、このような歴史理解そのものが、連邦最高裁判所が政教分離原則を歴史的に根拠づけるための「フィクション (Fiction)」ではないかという批判がありうる⁴⁴。さらに、アメリカ合衆国の信教の自由と政教分離原則を理解するためには、ヨーロッパにおける近代国家の創成と宗教との相克の歴史を検証することも不可欠であろう。

40 同前、308～10頁。

41 大原康男『神道指令の研究』（原書房、1993年）322～3頁。

42 島薮・前出注(37)、76頁。

43 同前、78～9頁。

44 LARUE, L.H., *Constitutional Law as Fiction: Narrative in the Rhetoric of Authority*, The Pennsylvania State University Press, University Park, 1995, p.

II マッカーサー草案と宗教

1 宗教課と憲法草案作成

憲法改正は、GHQの民政局が担当し、民間情報局の任務ではなかった。「パンスは第一次案を読み、最終草案の完成にいたるまで民政局と一緒に討議に加わった」と指摘されているが、その討議の詳細については分かっていない⁴⁵。信教の自由に関する原案では、聖職者の政治活動の禁止や他の団体に敵意をあり、公共の秩序を害するような宗教団体は認められないという規定があったが、結局、こうした規定は削除され、現行憲法の20条とほぼ同じ内容のマッカーサー草案の19条に落ち着いた⁴⁶。また、公の財産の支出または利用の制限に関する条項も、現行89条（マッカーサー草案では83条）とほぼ同じ内容の規定が、憲法起草にあたった「財政に関する小委員会」から民政局長あてのフランク・リゾー（Frank Rizzo）陸軍中尉の署名入りの報告書に見られる⁴⁷。

「マッカーサー草案」の宗教に関する規定の作成にあたっては、フィリピン憲法がモデルになったという指摘がある⁴⁸。しかし、「結果として日本国憲法の条文は、そのモデルよりも厳格である」が、現行の89条に当たる規定を起草した将校の一人は、「われわれは、ただ宗教を国家から分離したいと思っただけである。それだけしかなかったのだ。われわれは、教会と国家の関係についてのどんな学説にもかかざらわなかった」と述懐していた⁴⁹。そうだとすると、民間情報教育局宗教課の知見が直接に民政局の憲法草案作成担当者の作業に反映されて、マッカーサー草案に結実したわけではないということになる。実際、1946年3月7日、民間情報局の教育課長であったD・R・ニューゼント大佐は、民間情報局の各課長あてに憲法改正について、次のような内容のメモを書き送っているという⁵⁰。

① 何人も憲法改正についての情報やコメントを与えてならないというのが

45 ウッタード・前出注(7), 85頁。

46 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』（有斐閣、1972年）200～3頁。

47 同前、168～70。

48 ウッタード・前出注(7), 86頁。

49 同前。

50 大原・前出注(41), 338頁。

最高司令官の命令である。最高司令官の言説、幣原男爵の言説及び憲法改正文書はあらゆるものから独立している。

- ② 情報局の要求はニューゼント大佐にむけること。同大佐はホイットニー将軍に注意を喚起するよう具申する。

つまり、この文書は、民間情報局が憲法改正に容喙してはならないと命じている⁵¹。信教の自由と政教分離に関する規定の作成とGHQ民間情報教育局宗教課の「神道指令」を含む日本における宗教政策の実施とは、別々に行われたと考えられる。

2 宗教課の担当者の証言

宗教課の知識と経験が憲法の宗教規定に直接反映されたわけではないとすると、それはどこに由来するのかという疑問が残る。この問題について、宗教課職員の興味深い証言がある。

以下に、「信教の自由に関する日本国憲法に対する合衆国の貢献」について、合衆国陸軍マコーン大佐が証言した内容を紹介する⁵²。その証言は、質問と答えというかたちで進行している。最初に、身分について証言している。

Q 記録のために、氏名と1945年の階級と任務、それと学歴を教えてくださいませんか。

A 退役しましたが、合衆国陸軍のジェームズ・パディントン・マコーン大佐 (Colonel James Paddington McCaughan) です。1945年には、合衆国陸軍予備兵大尉で、東京の連合国最高司令官の民生局に配属されました。

1934年にはペンシルバニア大学の歴史学学士、1937にはルトガーズ大学

51 同前。

52 NOONAN, JR., John T., *The Lustre of Our Country: The American Experience of Religious Freedom*, University California Press, Berkley, 1998, pp. 288-298. このインタビューから分かるように、マコーン大佐は、民間情報局の宗教課に属していた。民間情報局は、1945年9月2日に設置され、同年11月には宗教課が設置された。この宗教課の課長を務めたのがバンス大尉（後に少佐）であった。そして、「宗教課には、1948年10月の時点で、4人の専門別の宗教顧問を含めた17人のアメリカ人軍属がいた。特別企画・調査係には、アメリカ人軍属が4人」、その他の日本人がいた。ウッダード・前出注(7), 21～3頁。

ロー・スクール法学士です。また、1943年にはカリフォルニア州モンテレイの語学学校で訓練を受けました。

次いで、ポツダム宣言とSWINCCの「降伏後における米国の初期の対日方針」に言及し、マッカーサー將軍の信教に自由に関する考え方を述べた後、宗教課のビル・バンス (Bill Bunce—ちなみに、“Bill” は、“William” の略称である—筆者注) 課長にも言及している。そして、日本国憲法の信教の自由と政教分離規定の制定について次のように証言している。

Q 他国の宗教に干渉するについては、アメリカ憲法の宗教の自由に基づく抑制は、なかったのですか。

A いいえ、まったくありませんでした。それは、逆でした。我々は、アメリカ憲法の理想を日本にもたらしたのです。

Q 宗教の自由を日本の憲法に書き入れる出発点は、なんだったのでしょうか。

A この点については、疑問はありません。ポツダム宣言でした。ドイツでの戦争に勝利した後、合衆国その他の連合国は、日本が降伏できる条件を宣言しました。先に申し上げましたように、宗教の自由は、「確立せらるべし」と言っていたのです。

Q それについてどのようにされたのですか。

A バンスとその部下たちは、指令—神道指令を準備したのです。この指令は、日本政府の神道の支援を拭い去るものでした。それは、政府のいかなる「神道への後援、支援、恒久化、支配および布教」を禁じたものにすぎません。公務員が神社の儀式に参加するのを禁じました。公務員が職務に就いたことを神社に報告するというようなことはできないと言ったのです。指令は、神棚、つまり役所で維持されていた神の棚も取り去りました。指令の言うところにより、連合国総司令官は、「宗教と国家とを分離すること」を決めていたのです。我々は、その反応に固唾をのんでいたのです。

Q 何がおこったのですか。

A 日本人は、従ったのです。

Q それから、何がおこったのですか。

A 1946年元日、天皇が国民に対して、国民と自分との関係は「天皇は神聖である」という誤った考え方に基づくものではないと告げました。

Q 天皇は、連合国最高司令官の命令の結果そうしたのですか。

A いいえ、単なるヒントだけでした。

Q 宗教構造全体が天皇の宣言と神道指令でおしまいになったのですか。

A 当面の間は、そうでした。むろん、衝撃は、ありました。しかし、我々は、憲法にも取り組む必要がありました。将軍は、その前の10月に、新憲法を準備したほうがよいと日本政府に告げていたのです。

Q 日本政府は、どうしたのですか。

A 日本政府は、ぐずぐずしていましたが、1946年2月1日に我々が知った不十分な草案をもってきたのです。宗教に関するかぎり、政府は、何もしませんでした。それは、政府が大した問題ではなく、我々にとってもそんな大問題ではなく、憲法全体を作る中で指摘すべき若干の問題に過ぎないと考えていたとからだと思うのです。

Q 憲法のあなた方の草案を作るのにどのくらいかかりましたか。

A 8日です。

Q それはずいぶん早いですね。そんなに急いだのは、なぜですか。

A 極東委員会のためです—それは、連合国が新たに立ち上げたもので、将軍は、日本での自分の仕事をひっかきまわすことができることが分かっていたのです。これは、1946年2月26日に最初の会議が開かれることになっていました。そこで、ホイットニー将軍は、リンカーンの誕生日までに、つまり2月12日までに、我々は仕事を片付けなければならないと告げたの

です⁵³。13日に、コートーホイトニー将軍—は、我々の草案を日本人に与えたのです。

Q 日本人は、どのように反応しましたか。

A ショックを受け、不信状態でした。

Q 日本人の考えを変えさせるのに、ホイトニーは、何を言ったのですか。

A 天皇は憲法から除かれ、戦犯として裁かれることさえありえることについて触れました。憲法は、政府の頭越しに来る総選挙に付されることもあると述べました。彼は、政府の「原爆の光 (atomic sunshine)」もほのめかしました。さらに、B29が頭上を飛んだのです⁵⁴。

Q 政府が可能な限り正確にあなた方の草案に従うことに同意するのに、どのくらいかかりましたか。

A 政府には、課題を受け入れるのは、2月22日、ワシントンの誕生日までとしました⁵⁵。最後に、将軍がそうせよ言ったように、3月5日までに完成するように、翻訳のすべての点を解決する徹夜のマラソン草案会議を開いたのです。翌日、詔勅は、草案の採用を勧告したのです。

53 リンカーンが誕生したのは、1809年2月12日である。*Encyclopedia of World Biography*, V. 9, 2nd Ed., Detroit, 1998, p. 415.

54 「マッカーサー草案」を日本側に示した際の、ホイトニーの態度も「押付け」の論拠とされている。マーク・ゲイン／井本威夫訳『ニッポン日記』（筑摩書房、1963年）122～3頁（ただし、日本語訳は、1951年に初版が出ている）。

草案が提示されたのは、1946年2月13日であり、「この日こそは“日本国憲法受胎の日”ともいべき歴史的な日である」と言われているが、ホイトニーの発言の真意については議論がある（佐藤達夫／佐藤 功補訂『日本国憲法成立史第3巻』（有斐閣、1994年）50～6頁）。さらにこの発言については、同日、「総司令部案が日本政府に交付された際のホイトニー民政局長の発言は、彼らの理解したところ—上述のように、その分析はリーズナブルものであった—に従い、素直に表明した『警告』の性格のものと解する」という意見もある（田中英夫『『警告』と『脅迫』—押付け憲法論について』『憲法制定過程覚え書』（有斐閣、1979年）203頁）。

55 ゲイン・同前、122頁。ワシントンは、1732年2月22日に誕生した（*Encyclopedia of World Biography*, V. 16, 2nd Ed., Detroit, 1998, p. 126.）。

Q 明治憲法によれば、古い憲法と完全に入れ替える修正として新憲法を誰が採択するとされていたのでしょうか。

A 3分の2の多数で、議会の両院によつてです。我々の草案の議決の前に、人民にその思うところを表明する機会となりうるように、1946年4月10日、議会の下院選挙があることとなっていました。

Q 憲法があなた方の草案だということは、広く知られていることでしたか。

A いいえ。しかし、日本政府内部では、知られていました。その知識が日本で公になったのは、1952年です⁵⁶。

Q 憲法は、選挙の争点でしたか。

A 宗教に関するかぎり、それは全くありませんでした。ほとんど日本人にとって、特に意味はなかったのだと思います。それは、フランスまたはロシアとも似ていませんでした。唯一選挙になった問題は、天皇の地位と戦争放棄でした。ごく少数の候補者が、この問題も論じたにすぎませんでした。それに、出版は、我々の検閲に服していたことも忘れないでほしいのです。

Q 憲法が議会で採択されたとき、宗教条項について大いに議論されましたか。

A そんなに議論されませんでした。若干の問題の兆候は、ありました。でも、初めに宗教条項がどんなものかを明らかにして、それからもどって条項の由来を述べるべきだと思います。

Q 続けてください。

A もちろん、我々には、我々の憲法があります。フィリピンの1935年憲法があります。アメリカ人が知っていたかたちで宗教の自由を確立していた実際上唯一の国でしたし、もちろん、将軍も、1930年代にフィリピンで軍務に

56 『ニッポン日記』の解説によれば、憲法の「押しつけ」の「事情が一般に公知されるようになったのは、おそらく本書がはじめて」と述べている(中野好夫「解説」・同前、356頁)。

ついで以来、そのことをよく知っていました。フィリピン憲法は、1916年8月29日のジョーンズ法で連邦議会が定めた一定の必須の要件を満たしていました。ジョーンズ法では、フィリピンはいかなる教会または「宗派の制度」の使用に金銭を支出しないように求められている点で、我々の憲法を超えていました。フィリピンの憲法は、支出の禁止においてジョーンズ法にならっていたのです。我々は、同じような禁止を日本の憲法に挿入するのが有益だと考えたのです。我々は、「財政」の章に書き入れました。

我々の草案の日本語版の逐語訳がどのようなものかを説明させていただきます。日本語には、我々の命令的な「shall」が実際にはないので、公式の英語と少しばかり違っています。日本語には、もっと控えめなかたちがあります。たとえば、命令として「コメを買いに店に行かなければならない (You shall go to the store for the rice)」という代わりに、日本語では、「コメを買いに店に行くべきである (You have to go to the store to get the rice)」と言い、命令を受けているのか、ただ単に、コメを買いたいのであれば、コメのある場所に行く「べきである (have to)」と告げられているにすぎないのかを決める余地がのこされることになります。そこで、文字通りとしては、89条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供すべきではない (one has to not expend or appropriate. . .)」と読めます⁵⁷。

この条文から、神道、仏教およびキリスト教の指導者たちの代表者からなる日本宗教同盟 (the Religious League of Japan) から問題がひき起こされました。たとえば、この条文で、神社、仏閣および教会の免税はなくなるのでしょうか。この疑問には、政府が直接答えませんでした。政府が神社に課税する気がないことは推測できました。

57 同じ問題意識を敷衍した研究もある。キョウコ・イノウエ/古関彰一・五十嵐雅子訳『マッカーサーの日本国憲法』(桐原書店、1994年)124～5頁。この日本国憲法では「shall」の語感が弱められているという批判に対して、「shall」という法助動詞は、価値中立的であるうえに、他の言語とも比べるべきだと批判した(北原・前出注(4)、303頁(注73)参照)。

20条についても、一、二の疑問がありました。20条は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。……何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と定めています。するとその時、ある華族が、一議会の上院である貴族院の議員だったのですが、まったく宗教の規定がないと記して、「何人もどんなものでも信じることができ、それを宗教と称することができる」と憂慮しました。布教に対して何らの制限もないので、社会秩序を乱し、市民と世間に有害な事件がおこりうる」というのです。政府代表は、宗教的信条は政府の管轄外に置かれるが、宗教集団が公共の福祉を危機に陥れるようなことにかかわったならば、政府は干渉しなければならないでしょう。20条の残りの部分を日本語から逐語訳したものをお示しすべきですね。

Q 続けてください。

A 「宗教団体は、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。……国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない (Religious organizations have to not receive any privileges...)」。むろん、これは、国教と学校の宗教としての神道を違法としたということを意味します。

証言は、さらに帝国議会での審議について触れ、結局、宗教に関する条項は、日本国民のさしたる抵抗もなく受け入れられたと述べ、最後に次のように締めくくっている。

Q 憲法原理をまるごと移植するということには、恐ろしく変則的なことがありますか。

A 最近の研究によれば、法制度全般の移植は、異常なことではなく、非常にうまくいくこともあります。今日の社会における信教の自由には、あまねく訴えかけるものがあります。憲法97条の言うように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」の一つです。信仰の自由を自然法と考えることもできるでしょう。それは、移植された場所ではどこでも、花開くことでしょう。

日本国憲法の宗教規定の作成には、宗教課に勤務していたウッダードも、「宗教の取扱いにかんしては、フィリピン憲法がモデルになったと一般に考えられている。／しかしこれが本当だとしても、結果として日本国憲法の条文は、そのモデルよりも厳格である」と述べている⁶⁸。マコーン大佐は、前記の証言の中で、1935年憲法の宗教規定の影響を指摘しているだけでなく、1916年のジョーンズ法の宗教規定の影響も指摘している。しかしながら、合衆国が領土を拡大していく中で、占領地について制定された憲法的文書は、これらに尽きるものではない。

Ⅲ 合衆国の膨張と「権利章典」

1 合衆国の膨張

アメリカ合衆国は、建国当時の北アメリカ東部地方に位置したイギリス植民地からなる13州から北アメリカの西部地域を超えてハワイまでを国土とする50州からなる大国へと膨張し、拡大してきた。しかし、アメリカ合衆国憲法には、国土の拡大の手続きについて沈黙している。しかし、1787年、建国とはほぼ同時に、合衆国は、北西部の領土を含むようになった。このような合衆国の領土拡大は、最終的に新たな州の設置を認めるという方法で実行された。この「領土拡大の類型」は、1787年の北西部条令 (the Northwest Ordinance) に規定された。1803年には、ジェファソン大統領がルイジアナをフランスより購入し、合衆国の領土は、ミシシッピを越えて拡大した。1845年と1853年には、メキシコから独立していたテキサスが合衆国の一部となった。1848年には、合衆国は、米墨戦争の結果メキシコ西部と南西部の領土を獲得した。ワシントンとオレゴンは、それぞれ1853年と1859年に合衆国に加わった。1866年には、アラスカを購入し、1898年には、ハワイを併合した。

新たな合衆国の領土は、連邦の完全なコントロール下に置かれ、この段階では、連邦議会が司法その他の政府の官吏とともに、知事を任命し、地域の政策決定に決定的な役割を引き受ける。第2期には、地域住民が自分たちの立法府を選び、憲法を制定することもできる (ただし、領土の知事は、連邦議会が任

58 ウッダード・前出注(7), 86頁。

命し、連邦議会は、立法府の努力を覆す権能も有する)。条令に示される最終段階は、州の資格であり、連邦制度の中で独立した政府を創設することである⁵⁹。しかし、この領土獲得から州の地位までの過程は、1898年に絶たれた。合衆国は、米西戦争の結果、旧スペイン領の島々を占領したが、キューバには当初から独立することを約束し、グアム、プエルトリコおよびフィリピンの法的地位については明確にしなかったが、結局、これらの植民地を合衆国の州とはしなかった。アメリカ人は、異なる人種や文化をもつ人々に遭遇したからである。しかしながら、アメリカ人の占領地の基本法は、「組織法」と呼ばれ、合衆国連邦議会が制定するのであるが、その統治原理は、やはり究極的に合衆国憲法の原理に基づいていた。日本国憲法にも、その影響が色濃く見られる。

そこで、合衆国憲法の権利章典、合衆国の占領地における組織法と憲法とを以下に列記し、比較検討する。

2 信教の自由の比較

① 合衆国憲法権利章典修正1条

「合衆国議会は、国教を樹立または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律を制定してはならない」⁶⁰。

② 1898年のサンティアゴ・デ・クーバまたはレナード・ウッド (Constitución Provisional de Santiago de Cuba o Leonardo Wood) 憲法2条

「何人も、自己の良心の命ずるところに従い、万能なる神を崇拜するという奪うことのできない自然権を有する。何人も、他者の宗教を妨害しなければ、その宗教的信条を実行することを侵害され、妨害され、干渉されない。すべてのキリスト教信条は、保護され、いずれの信条も抑圧されない。また、何人も、その宗教的意見を理由として、名誉、信頼または有用な職務から排除されてはならない」⁶¹。

59 WEINER, Mark S., "Teutonic Constitutionalism: The Role of Ethno-Juridical Discourse in the Spanish-American War," Burnett and Marshall (ed.), *Foreign in a Domestic Sense: Puerto Rico, American Expansion, and the Constitution*, Duke University Press, Durham, 2001, pp. 64-5.

60 高橋和之編『新版世界憲法集』(岩波文庫, 2007年) 73頁。原文は以下のとおりである。"Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof..."

- ③ 1902年の組織法であるフィリピン法 (Philippine Bill of 1902) 5節14項
「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない」⁶²。
- ④ 1916年のフィリピン組織法 (法律の提案者の名をとって、ジョーンズ法とも呼ばれる) (Philippine Autonomy Act, Jones Law) 3節14項
「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、市民的または政治的権利を行使するために、いかなる宗教的宣誓も求めてはならない。……」⁶³。
- ⑤ プエルトリコの1917年の組織法 (これも、ジョーンズ法と呼ばれる) (Acta Jones, Carta Orgánica de 1917 de Puerto Rico) 2条18項
「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定

61 これは、合衆国は、米西戦争の結果、キューバを占領した。これは、レナード・ウッドがサンティアゴ・デ・クーバで公布した「権利章典」を記した文書である。AAVV, *Todas las constituciones cubanas*, Lingkua, Barcelona, 2006, pp. 55-6. 原文は、次のとおりである。“Todos los hombres tienen el derecho natural e irrevocables de adorar a Dios Todopoderoso de acuerdo con los dictados de su propia conciencia. Ninguna persona podrá ser ofendida, molestada o impedida en el ejercicio de sus creencias religiosas, si a su vez no pertubare a otros en su culto religioso; todas cristianas serán protegidas y ninguna oprimida; y ninuna persona por motivo de sus opiniones religiosas podrá ser excluida de ningún cargo de honor, confianza o utilidad.”

62 *United States, Bureau of Insular Affairs, Philippine Islands: Acts of Congress and Treaties Pertaining to the Philippine Islands in Force and Effect July 1, 1919*, United States (Nabu Press, 2010), p. 4. 原文は、次のとおりである。“That no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed.”

63 *Ibid.*, p. 35. 原文は、次のとおりである。“That no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed; and no religious test shall be required for the exercise of civil or political rights. . .”

してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、プエルトリコ政府の信任による職務または任務を遂行する条件として、合衆国憲法およびプエルトリコの法律を擁護するという宣誓の他に政治的または宗教的要件を求められない」⁶⁴。

64 この1917年の組織法は、1916年のフィリピン組織法に対応するものであって、それぞれの「権利章典」の内容も酷似している。“No se dictará ninguna ley relativa al establecimiento de cualquiera religión o que prohíba el libre ejercicio de la misma, y permitirá en todo el tiempo el libre ejercicio y goce de profesiones y cultos religiosos sin distinciones ni preferencias, y se exigirá como condición para desempeñar cualquier cargo o puesto de confianza en al Gobierno de Puerto Rico, ningún otro requisito político o religioso que un juramento de defender la Constitución de los Estados Unidos y las leyes de Puerto Rico. . .” TRÍAS MONGE, José, *Historia constitucional de Puerto Rico*. V. 4. Editorial de la Universidad de Puerto Rico, 1983, p. 342.

1900年の組織法には、「権利章典」がなかった。しかしながら、1902年の「人民の権利規定法 (Ley de Derechos Civiles de Puerto Rico)」は、次のように規定する。「信奉する宗教的信条および礼拝の自由な実行とその享受は、いかなる差別もされず永久に保障され、プエルトリコにおいては、何人も、宗教的意見ゆえにいかなる権利も特権も奪われぬが、この法律が保障する良心の自由をもって、誓約や確認をすることを免れ、重婚その他の方法によって放埒な行為を取り繕い、プエルトリコの秩序、安寧および安全と両立しないプエルトリコまたは合衆国人民の機関に反する行為を正当化するものと解釈されてはならない。何人も、その意に反して、宗教的な礼拝に充てられた場所に出頭することも、いかなる聖職者、教団、宗派に援助を与えることも強制されず、法律は、いかなる宗教、宗派または礼拝形式も優先的に取り扱ってはならない (A nadie sin su consentimiento, se le exigirá que concurra a ningún lugar destinado a culto alguno religioso, ni que sostenga ningún clero, secta o confesión religiosa, ni dará ley preferencia a ninguna religión, confesión o culto externo.)」と。MALAVET VEGA, *Derechos y libertades constitucionales en Puerto Rico*, Ediciones Lorena, Ponce, 2003, pp. 505–6.

これに類似の規定は、1786年の「ヴァージニア信教自由法 (Virginia Statute of Religious Liberty)」にさかのぼることができる (齋藤 真「ヴァージニア信教自由法」高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』(岩波文庫, 1957年) 118頁)。これは、「何人も、宗教的礼拝に参列し、宗教的場所を訪れ、または聖職者に経済的支援を与えることを強制されない (no man shall be compelled to frequent or support any religious worship, place, or ministry whatsoever)」と定める。州憲法にも見られ、1870年のイリノイ州憲法2条「権利章典 (Bill of Rights)」の3項の最

⑥ フィリピンの1935年のフィリピン共和国憲法 (1935 Constitution of the the Republic of the Philippines) 3条1節17項

「国教を定めるいかなる法律も、宗教の自由な実行を禁ずる法律も、制定してはならない。また、差別も、優遇もされることなく、宗教告白と礼拝の自由な行使と享受は、常に認められなければならない。そして、市民的または政治的権利を行使するために、いかなる宗教的宣誓も求めてはならない」⁶⁵。

⑦ 「マッカーサー草案」19条1項ないし第3項

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。／何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。／国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」⁶⁶。

後の一文は、「何人も、その意に反して、宗教的な礼拝に充てられた場所に出頭することも、いかなる聖職者、教団、宗派に援助を与えることも強制されず、法律は、いかなる宗教、宗派または礼拝形式も優先的に取り扱ってはならない (No person shall be required to attend any place of worship or support ministry, religious sect or denomination against his consent, nor shall any preference be given by law to any religious denomination or mode of worship.)」と規定している。THORPE, Francis Newton, *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters, Territories, and Colonies Now and Hereto Forming the United States of America*, V. 2, p. 1014.

65 ARUEGO, Jose, *Philippine Government in Action*, University Publishing Company, Manila, 1953, p. 789. この条文の文言は、1916年の組織法と同じである。

“That no law shall be made respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof, and that the free exercise and enjoyment of religious profession and worship, without discrimination or preference, shall forever be allowed; and no religious test shall be required for the exercise of civil or political rights. . . .” ただし、初等教育の無償の規定に続けて、「選択的な宗教教育は、現在法律によって認められている公立学校においてはこれを維持しなければならない」(8条5節)と定めている (Ibid., p. 806.)。

66 高柳賢三・大友一郎・田中英夫・前出注⁴⁶、276～7頁。“Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive special privileges from the State, nor exercise political authority./ No person shall be compelled to take part in any religious acts, celebrations, rites or practices./ The State and its organ shall refrain from religious education or any other religious activity.”

⑧ 「日本国憲法」20条1項ないし第3項

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。／何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。／国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」⁶⁷。

合衆国の占領地では、その統治の仕組みを定める「組織法」は、合衆国連邦議会の権能に属する。したがって、その「権利章典」も基本的に合衆国憲法の「権利章典」を尊重せざるをえず、信教の自由もその例外ではない。しかしながら、「ポツダム宣言」、SWINCCの「降伏後における米国の初期の対日方針」、「神道指令」によって、実質的な国教としての国家神道の廃絶と信教の自由の確立が基本方針として定まっていた。したがって、合衆国憲法の権利章典の引き写しではなく、日本の占領政策に合わせた形で憲法草案が作成されたと考えられる。

3 政教分離と公金支出の禁止の禁止規定

政教分離原則に関連する「宗教団体・慈善団体への公金支出の禁止規定は、合衆国憲法にはなく、州憲法に見られる。その理由としては、「ブレイン憲法修正案」の存在が挙げられる。ブレイン (J.G. Blaine) は、1875年12月14日、政教分離原則に関する修正案を下院に提出した。すなわち、「いかなる州も国教を定める法律または自由な宗教活動を禁止する法律を制定することはできない。また、いずれの州でも、公立学校を維持するために課税徴収した資金もしくは公立学校を維持するために公金に由来する資金、またはそのために用いられた公有地は、宗派または教団の支配下に置かれてはならない。また、そのために集められた基金または土地を宗派または教団に分配してはならない」と規定された⁶⁸。しかし、結局、この修正案は、否決されたが、その後、多くの州憲法に採り入れられていった⁶⁹。したがって、合衆国の占領地の組織法および憲法にも同様の規定が採り入れられていった。

67 この条文の文言は、「マッカーサー草案」と同じであるが、2項の英文は「宗教上の行為、祝典、儀式又は行事 (any religious act, celebration, rite or practice)」が単数であらわされている。

- ① 1916年のフィリピン組織法3節14項（信教の自由と同じ条文に規定されている）

「公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設もしくは宗派団体または宗教制度による利用、便益もしくは援助のために、あるいは司祭、牧師、聖職者または宗教教育者もしくは高僧による利用、便益もしくは援助のために、直接であるか間接であるかを問わず、充当し、提供し、贈与し、用いてはならない。複婚つまり重婚契約は、今後禁止される。いかなる法律も、複婚つまり重婚が許されると解釈されてならない」⁷⁰。

- ② プエルトリコの1917年の組織法2条19項（信教の自由の規定の次に置かれている）

「公金または公有財産は、宗派、教会、教派、教団施設もしくは宗派団体

68 熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則 [増補版]』（北海道大学図書刊行会、1989年）179～80頁。修正案の内容は、次のとおりである。“No state shall make any law respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof; and no money raised by taxation in any State for the support of public schools, or derived from any public fund therefore, nor any public lands devoted thereto, shall ever be under the control of any religious sect, or denomination, nor shall any money so raised or lands so devoted be divided between religious sects or denominations.”

69 20世紀初頭、合衆国の46州の憲法では（当時、アラスカ、アリゾナ、ハワイおよびニュー・メキシコは州に昇格していなかった）、多くの州において教会、教団または教団施設を援助するために公金から支出することはできないという規定を設けていた。ただし、ニュー・ハンプシャー州、マサチューセッツ州およびミズーリ州では、牧師また宗教団体に援助を与えることを認める条項があった。STIMSON, Frederic Jesup, *The Law of the Federal and State Constitutions of the United States*, The Boston Book Company, Boston, 1908, (reprint, The Law Book Exchange, Cark, New Jersey, 2004), pp. 138-9.

70 原文は、次のとおりである。“That no public money or property shall ever be appropriated, applied, donated, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such. Contracting of polygamous or plural marriages hereafter is prohibited. That no law shall be construed to permit polygamous or plural marriage.” *United States, Bureau of Insular Affairs, Philippine Islands. . . , cit.*, p. 35.

または宗教制度による利用，便益もしくは援助のために，あるいは司祭，牧師，聖職者または宗教教育者もしくは高僧による利用，便益若しくは援助のために，またはプエルトリコの完全な支配に属しないいかなる人物，団体もしくは共同体に対する慈善，殖産，教育および博愛の目的のために，直接であると間接であると問わず，充当し，提供し，贈与し，用いてはならない。複婚つまり重婚契約は，今後禁止される」⁷¹。

- ③ フィリピンの1935年のフィリピン共和国憲法 6 条23節 3 項（この規定は、「権利章典」ではなく，立法部に関する規定の中に置かれている）
「公金または公有財産は，宗派，教会，教派，教団施設もしくは宗派団体または宗教制度による利用，便益もしくは援助のために，あるいは司祭，牧師，聖職者または宗教教育者もしくは高僧であることでその利用，便益もしくは援助のために，直接であると間接であると問わず，充当し，提供し，贈与し，用いてはならない。ただし，この司祭，牧師，聖職者または宗教教育者もしくは高僧が軍または刑事施設，孤児院もしくはハンセン病院に派遣される場合は，この限りではない」⁷²。

71 原文は，次のとおりである。“Jamás se asignará, aplicará, donará, directa ni indirectamente, dinero o propiedad públicos para el uso, beneficio, o sostenimiento de ninguna secta, iglesia, denominación, institución o asociación sectaria, o sistema religioso, o para el uso, beneficio o sostenimiento de ningún sacerdote, predicador, ministro, u otro instructor o dignatorio religioso como tal, o para fines caritativos, industriales, educativos o benévolos a persona alguna, corporación o comunidad que no esté bajo la dependencia absoluta de Puerto Rico. La poligamia o matrimonios polígamos quedan de aquí en adelante prohibidos.” TRIÁS MONGE, *op. cit.*, pp. 342-3. しかし，文中の下線部の文言は，1921年 2 月 3 日の修正以降は削除されている。したがって，この規定は，フィリピンの1916年の組織法 3 節14項とほぼ同じとなった。この規定の英文は，次のとおりである。“That no public money or property shall ever be appropriated, applied, donated, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or association or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such. Contracting of polygamous or plural marriages hereafter is prohibited.” *Documents on the Constitutional History of Puerto Rico*, Office of Puerto Rico, Washington D.C., 1948, pp. 82-3.

④ マッカーサー草案83条

「公金または公の財産は、宗教の制度、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは後援のため、または国の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛を目的とする事業に対して、供与されてはならない」⁷³。

⑤ 「日本国憲法」89条

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」⁷⁴。

「マッカーサー草案」の作成の際にどのような資料が用いられたのかは定かではない⁷⁵。しかし、以上の諸規定を比較対照すれば、「マッカーサー草案」83条には、1916年のフィリピン組織法3節14項および1935年のフィリピン共和国

72 ARUEGO, *op. cit.*, p. 796. “No public money or property shall be appropriated, applied, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such, except when such priest, preacher, minister, or dignitary is assigned to the armed forces or to any penal institution, orphanage, or leprosarium.” また、興味深いことに、フィリピンを占領した日本軍が制定させたフィリピン1943年憲法3条11節3項も、これと全く同じ規定である。“No public money or property shall be appropriated, applied, or used, directly or indirectly, for the use, benefit, or support of any sect, church, denomination, sectarian institution, or system of religion, or for the use, benefit, or support of any priest, preacher, minister, or other religious teacher or dignitary as such, except when such priest, preacher, minister, or dignitary is assigned to the armed forces or to any penal institution, orphanage, or leprosarium.” 渡集團司令部『新憲法草案（起草分科委員會議確定案）ニ関する説明書』（陸軍省軍務課複製，昭和18年）（アジア歴史資料センター <http://www.jacar.go.jp/>）（Ref B02032953300）。

73 高柳賢三・大友一郎・田中英夫・前出注(46)，298～9頁。英文は、次のとおりである。“No public money or property shall be appropriated for the use, benefit or support of any system of religion, or religious institution or association, or for any charitable, educational or benevolent purposes not under the control of the State.”

74 この規定の文言は、「マッカーサー草案」とほぼ同じであるが、日本国憲法では、「支出し (expended)」という語句が加えられ、マッカーサー草案の「支持 (support)」, 「目的 (puerposes)」および「国 (the State)」が「維持 (maintenance)」, 「事業 (enterprises)」および「公 (public authority)」に置き換えられている。

憲法 6 条 23 節 3 項ならびに 1917 年のプエルトリコ組織法 2 条 19 項に共通の文言が見出される。

ただし、1902 年のフィリピン組織法には、政教分離原則に伴う宗教団体・宗教家への公金支出の禁止規定は存在しない。1916 年の組織法になって、公金支出禁止条項が登場し、1935 年憲法はこの規定を受け継いでいるが、前者には公

75 ケーデイスは、この点に関して 1989 年の論文で次のように述べている。日本諸政
 党の憲法案に言及し、「日本で作られたこうした役に立つ草案に加え、エスマンと
 ベアテ・シロタはそれぞれ、東京にあるいくつかの図書館から約 12 カ国の憲法を収
 集した。／彼らの州憲法の記憶とともに、これらすべての資料を参考にした」と。
 「C・ケーデイス回想録」竹前栄治・岡部史信『日本国憲法・検証資料と論点・第
 1 巻憲法制定史』（小学館文庫、2000 年）326 頁。ところが、ケーデイスは、1981 年
 のインタビューでは、当時カーネギー国際平和財団の上級研究員であった古森義久
 氏に次のように応えているのである。「諸外国の憲法を集めて民政局にもってき
 てもらいました。起草にとりかかる各委員会はそれぞれそうした諸外国の憲法内容
 を読んで、自分たちの担当領域に役立つ部分があるかどうかを調べたのです」が、「私
 自身はそういう種類の参考資料はなにも持っていませんでした。外国の憲法集の書
 類も、私は実際には読みませんでした。シロタという女性がそれを集めて、持っ
 てきたことは、よく覚えているのです」と（古森義久『憲法が日本を滅ぼす』（海竜
 社、2012 年）206～7 頁）。

さらには、1984 年の竹前教授とのインタビューでは、この問題には触れられてお
 らず、ケーデイスは、民政局民間情報局の神道指令に関する関与について尋ねられ
 たとき、「もし関与したとすれば、憲法第 20 条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）
 と憲法第 89 条（公の財産の支出又は利用の制限）を起草したときぐらいです」と述
 べ、憲法制定に関する指令の有無については、「いや、指令は出しませんでした」
 と答えている（竹前・前出注¹³、137～8 頁）。

ベアテ・シロタ・ゴードンは、外国の憲法を収集した経緯について、次のように
 回顧している。「日比谷図書館、東京大学、……忘れてしまったが、全部で四カ所
 か五カ所を駆け回った。／アメリカ独立宣言、アメリカ憲法、マグナカルタに始ま
 るイギリスの一連の憲法、ワイマール憲法、フランス憲法、スカンジナビア諸国の
 憲法、それにソビエト憲法……」を収集し、「二時間ぐらいで、原書を含めて十数
 冊を借り出し」、午後には、「英語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、スペイン語、
 日本語。私は自分が読める六か国語を駆使し、人権に関する条文中に立ちそうな
 箇所を、片端から抜き出しメモをつくった」と（ベアテ・シロタ・ゴードン／平岡
 磨紀子構成・文『1945 年のクリスマス：日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の
 自伝』（柏書房、1995 年）149～50 頁）。この自伝には、スペイン語のメモを作っ
 たと回顧されているが、少なくとも列記された外国の憲法には、スペインやラテン・
 アメリカ諸国のものは挙げられていない。

金支出の禁止に続けて重婚禁止規定が存在していたが、後者ではこの規定は削除され、宗教家の軍や刑務所等での任務は公金支出の禁止に該当しないことを明記している。また、1917年のプエルトリコの組織法2条19項は、1916年のフィリピン組織法の宗教団体・宗教家への公金支出の禁止規定とほぼ同じであるが、「プエルトリコの完全な支配に属さないいかなる人物、団体もしくは共同体に対する慈善、殖産、教育および博愛の目的 (para fines caritativos, industriales, educativos o benévolos a persona alguna, corporación o comunidad que no esté bajo la dependencia absoluta de Puerto Rico.)」のための公金支出を禁止している文言が存在する⁷⁶。連邦領の組織法は、合衆国連邦議会の制定法であるから、英語でも同じ趣旨である (or for charitable, industrial, educational, or benevolent purposes to any person, corporation, or community not under the absolute control of Porto Rico.)⁷⁷。この文言は、「マッカーサー草案」の「国の組織に属さない慈善、教育もしくは博愛を目的とする事業 (for any charitable, educational or benevolent purposes not under the control of the State.)」という規定に酷似している (スペイン語と英語が対応する部分には下線を付した。ただし、スペイン語と英語の「組織法」の「プエルトリコ」は、「草案」の「国 (the State)」に該当するとも考えられる)。先に引用したマコーンの証言によれば、マッカーサーは、1935年のフィリピン憲法を知っており、その宗教規定は1916年のジョーンズ法に由来する。さらに、GHQ民政局で「マッカーサー草案」の作成に携わったスウォープ海軍中佐は、プエルトリコの総督であり、フィリピンと同じようにジョーンズ法と呼ばれる1917年の組織法に基づいて統治していたのである⁷⁸。したがって、これらの法文が「マッカーサー草案」の規定にどのように影響したかは不明であるが、結果的には「草案」の83条は、これらフィリピンの組織法と憲法の規定だけでなく、プエルトリコの1917年の組織法の規定の文言を簡潔に要約したものであると言える。

76 前出注66参照。

77 *Ley Jones*, 39 STAT 951, derechoupr.com ただし、国名は古い表記の「プエルトリコ (Porto Rico)」である。

78 彼は、「立法に関する小委員会」の所属していた。その経歴は、「百貨店の経営・経理の副責任者、公認会計士、税理士、銀行員、ペンシルバニア州知事附予算担当職員などをしてから、合衆国下院議員、プエルトリコ準州知事、合衆国内務省準州局長 (Director of U.S. Territories) を歴任」(ただし、本稿では、「準州」ではなく「連邦領」と訳している)と紹介されている。田中・前出注⁽⁵⁴⁾、70頁。また、スウォープは、「熱心なニューディーラー」であり、「憲法草案の作成には微々たる役割しか果たしておらず、民政局内の討議資料にその名が登場するのは二回だけである。しかし、彼は他の二つの点で民政局の仕事に貢献した。ひとつは、立法課長だった1946年春、総司令部と衆議院議長の間の初の接触ルート開き、それによって弱体だった立法課を強化し、議会活動に対する総司令部の効果的な監視を維持する基礎をつくったことである。もうひとつは、政治課長として、1947年から48年にかけての冬に、彼自身やケーディスの目に県や市などの自治体からの無茶な搾取と映った宮内府の行為にストップをかけようとしたことである」(ジャスティン・ウィリアムズ (Justin Williams) / 市 雄貴・星 健一訳『マッカーサーの政治改革』(朝日新聞社、1989年) 79~80頁)。特に議会活動の監視については、「責任ある政府」には強化された議会が必要であるというスウォープの示唆によって、新たな国会法の制定につながった (同前、40頁)。

ベアテ・シロタ・ゴードンは、その自伝でスウォープについて「民主主義の下地の無いところに、新しい理想的な憲法を創るのには、最もふさわしい人材だったかもしれない」と述べている (ベアテ・シロタ・ゴードン・前出注⁽⁷⁵⁾、140頁)。